

○平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例

平成28年6月30日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、平塚市余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、市民の健康及び福祉の増進並びに市民相互の交流促進を図るため、環境事業センターのごみ焼却により発生する熱エネルギーを有効利用する余熱利用施設を設置する。

2 余熱利用施設の位置は、次のとおりとする。

平塚市大神四丁目20番8号

(施設及び事業)

第3条 余熱利用施設に健康増進センター及び老人福祉センターを置き、健康増進センターの一部は、老人福祉センターを兼ねるものとする。

2 余熱利用施設は、次に掲げる事業を行う。

(1) 健康増進センターの運営に関すること。

(2) 老人福祉センターの運営に関すること。

(3) その他市長が特に認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、余熱利用施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 余熱利用施設の利用の承認等に関する業務

(2) 余熱利用施設の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

(指定管理者の指定等)

第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募しないことについて

て合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に余熱利用施設の管理を行うことができると認めたものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 余熱利用施設の利用に関し、住民の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 余熱利用施設の管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 余熱利用施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の管理の基準)

第6条 指定管理者は、次に掲げる基準により、適正に余熱利用施設の管理を行わなければならない。

- (1) 法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則を遵守すること。
- (2) 余熱利用施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。
- (3) 余熱利用施設の管理に関し知り得た利用者等の個人情報を適切に取り扱うこと。

(指定管理者の告示)

第7条 市長は、指定管理者の指定をし、又は取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(休館日)

第8条 余熱利用施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの日に開館し、又は別に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、当該月曜日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用時間)

第9条 余熱利用施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、次の各号に掲げる施設の利用時間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 健康増進室 午前9時30分から午後8時30分まで

(2) 浴場 午前10時から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用承認)

第10条 余熱利用施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、余熱利用施設の利用を承認してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。

(3) 余熱利用施設及び附属設備その他器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 管理上支障があると認められるとき。

(5) その他その利用が不適當と認められるとき。

(利用条件)

第12条 指定管理者は、第10条の規定により余熱利用施設の利用を承認する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(承認目的以外の利用禁止)

第13条 第10条の規定により余熱利用施設の利用の承認（以下「利用承認」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用承認に係る利用目的以外に利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第14条 余熱利用施設の利用者（その者の利用目的に応じ入館した者を含む。第18条及び第19条において同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。

- (2) 暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可なく附属設備その他器具等を余熱利用施設外に持ち出さないこと。
- (4) 許可なく特別の設備を設け、又は貼り紙をし、若しくはくぎ類を打ち込まないこと。
- (5) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) その他管理上又は運営上不適当な行為をしないこと。

(利用承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用承認を取り消し、利用条件を変更し、又はその利用を停止することができる。この場合において、これらの処分によって生じた損害に対しては、指定管理者は、その責任を負わない。

- (1) 第11条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第12条の規定による利用条件に違反したとき。
- (3) 余熱利用施設の利用の申込みに不正があったとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により本市において緊急の必要が生じたとき。
- (5) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用料金の納付及び減免)

第16条 別表の左欄に掲げる施設の利用者は、同表の右欄に定める額の範囲内で市長の承認を受けて指定管理者が定める額（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に納付しなければならない。この場合において、当該利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は、これを還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当する場合は、当該基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第18条 利用者が余熱利用施設及び附属設備その他器具を破損し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、

市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(管理上の入室)

第 19 条 利用者は、係員が管理上の必要により入室を要求した場合には、これを拒むことができない。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、余熱利用施設の管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 3 月 19 日から施行する。

(準備行為)

2 第 5 条及び第 7 条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和 5 年 9 月 20 日条例第 22 号)

この条例は、令和 5 年 10 月 16 日から施行する。

別表 (第 16 条関係)

1 個人利用料金

施設	額の範囲
トレーニング室	1 回につき 200 円以内
健康増進室	1 回につき 大人 200 円以内 小人 100 円以内
浴場	1 回につき 大人 (老人等を除く。) 320 円以内 小人 160 円以内 老人等 100 円以内

備考

1 トレーニング室を利用できる者は、15 歳以上の者 (中学生及びこれに準ずる者を除く。) とする。

2 小人とは、小学生以上中学生以下の者及びこれに準ずる者をいう。

3 老人等とは、市内に居住する 60 歳以上の者及びその付添人をいう。

4 小学校就学前の者が利用する場合は、無料とする。

2 団体利用料金

施設	額の範囲
多目的室A	1 時間当たり 3 0 0 円以内
多目的室B	1 時間当たり 2 0 0 円以内
教養娯楽室	1 時間当たり 3 0 0 円以内
機能回復訓練室	1 時間当たり 2 0 0 円以内
集会室	1 時間当たり 8 0 0 円以内

備考

1 団体とは、5 人以上の利用者で組織するものをいう。

2 6 0 歳以上の者及びその付添人で構成する団体が教養娯楽室、機能回復訓練室又は集会室を利用する場合は、無料とする。